

令和5年度 雲南広域連合指定事業所集団指導

令和6年3月

雲南広域連合 介護保険課

本日の流れ

1. 令和6年度介護保険制度改正の主な事項について
2. 令和6年度介護保険報酬改定の主な事項について
令和6年度介護報酬改定の概要
 - 1) 全サービス共通事項
 - 2) 地域密着型サービス共通事項
 - 3) 各サービスの改正事項
3. 雲南広域連合からの周知事項について

1. 令和6年度介護保険制度改正の主な事項について

- 1) 第1号介護保険料の見直し
- 2) 地域包括支援センターの体制整備
- 3) 入所施設サービスにおける利用者負担の見直し
- 4) 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

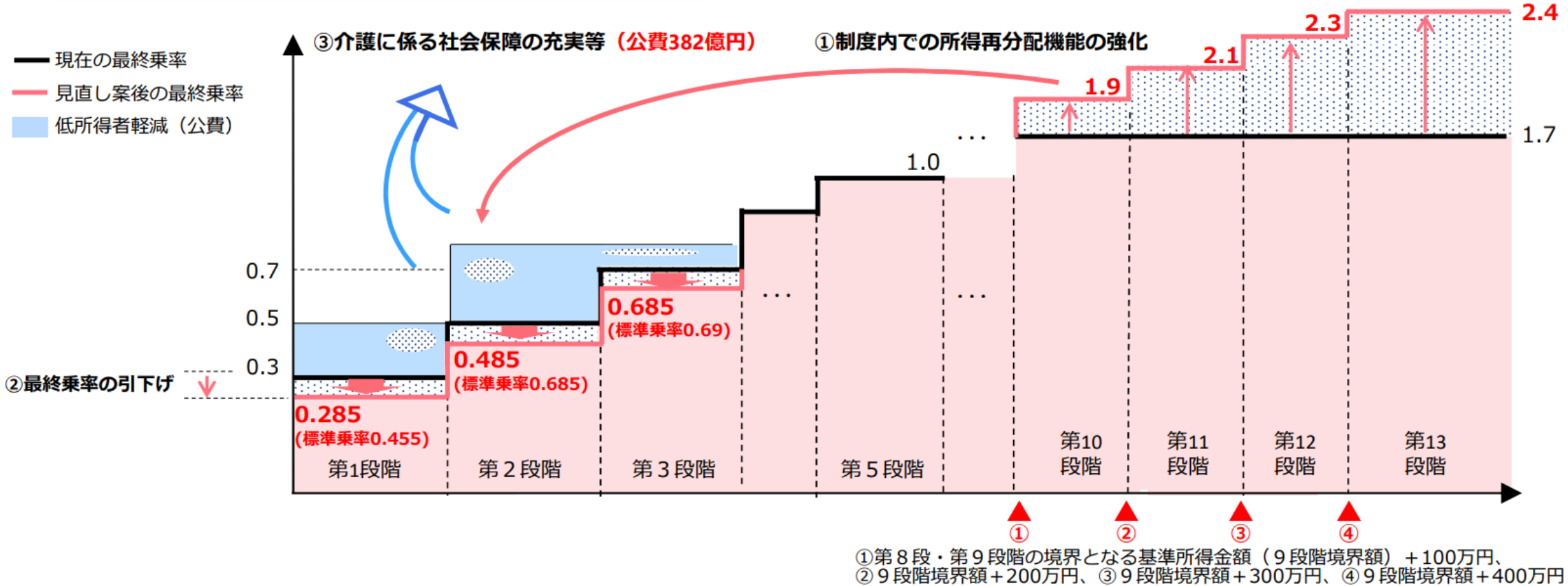
※見送られた事項

複合型サービスの新設、介護サービス利用者負担の2割対象者の拡大、要介護1, 2の総合事業への移行、ケアプランの有料化...

1) 第1号介護保険料の見直し

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する（標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることとされました。

国の標準段階が9段階から13段階に



参考) 雲南地域での第1号介護保険料の見直し

65歳以上の方の介護保険料は介護保険事業計画に定めることとなっており、計画策定に合わせて3年に一度見直しを行います。

第9期計画(令和6年度～令和8年度)での変更点

所得段階の見直し

国の制度改正にならい、所得段階を現行の10段階から13段階に見直し、住民税非課税世帯(第1～第3段階)の保険料率を引き下げること、低所得者の保険料上昇の抑制を図ります。

基準月額保険料(第5段階)の変更

5,900円から6,000円に変更します。

【参考】

県内平均:6,432円

参考) 所得段階別の介護保険料

第8期計画(令和3年度～令和5年度)

所得段階	対象	料率	年額			
第1段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額× 0.47	33,360円 (軽減後:19,200円)			
	80万円以下の方					
第2段階	世帯全員が住民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が	基準額× 0.71	50,280円 (軽減後:32,580円)			
				80万円超 120万円以下の方		
第3段階				120万円超の方		
第4段階	世帯の誰かに住民税が 課税されているが、 本人は住民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が	基準額× 0.9	63,720円			
				80万円以下の方		
第5段階 (基準額)	80万円超の方	基準額× 1.00	70,800円			
第6段階	120万円未満の方	基準額× 1.125	79,680円			
第7段階	120万円以上 210万円未満の方	基準額× 1.25	88,560円			
第8段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額が	基準額× 1.5	106,200円			
				210万円以上 320万円未満の方		
第9段階				320万円以上 500万円未満の方	基準額× 1.75	123,960円
第10段階				500万円以上の方	基準額× 2.0	141,600円



第9期計画(令和6年度～令和8年度)

所得段階	対象	料率	年額			
第1段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額× 0.427	30,840円 (軽減後:18,600円)			
				80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が住民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が	基準額× 0.646	46,560円 (軽減後:32,160円)			
				80万円超 120万円以下の方		
第3段階				120万円超の方		
第4段階	世帯の誰かに住民税が 課税されているが、 本人は住民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が	基準額× 0.9	64,800円			
				80万円以下の方		
第5段階 (基準額)	80万円超の方	基準額× 1.00	72,000円			
第6段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額が	基準額× 1.125	81,000円			
第7段階				120万円未満の方		
				120万円以上 210万円未満の方	基準額× 1.25	90,000円
第8段階				210万円以上 320万円未満の方	基準額× 1.5	108,000円
第9段階				320万円以上 420万円未満の方	基準額× 1.75	126,000円
第10段階				420万円以上 520万円未満の方	基準額× 1.8	129,600円
第11段階				520万円以上 620万円未満の方	基準額× 2.1	151,200円
第12段階	620万円以上 720万円未満の方	基準額× 2.2	158,400円			
第13段階	720万円以上の方	基準額× 2.3	165,600円			

2) 地域包括支援センターの体制整備

改正の趣旨

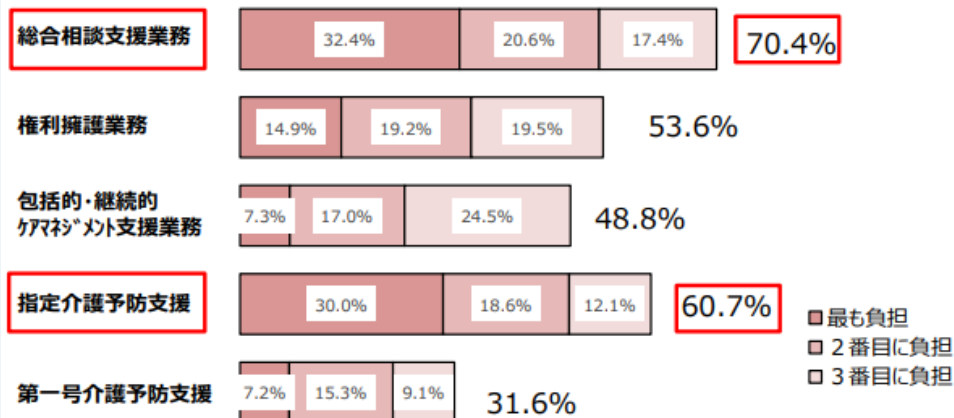
- 地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務は増大。
- このため、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る。

改正の概要・施行期日

- 要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施できることとする。その際、指定を受けたケアマネ事業所は、市町村や地域包括支援センターとも連携を図りながら実施することとする。
- 地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に委託することを可能とする。その際、委託を受けたケアマネ事業所等は、市町村等が示す方針に従って、業務を実施することとする。
- 施行期日：令和6年4月1日

負担に感じる業務（上位3つまで）

※1037センターからの回答を集計



3) 入所施設サービスにおける利用者負担の見直し

① 多床室の室料負担について

施設の生活の場としての機能等を踏まえ、一部の介護老人保健施設・介護医療院の多床室の室料が利用者負担になります。(令和7年8月改正)

対象施設: 介護老人保健施設(療養型)、介護医療院(Ⅱ型)※いずれも8㎡/人以上

⇒ 月額8千円相当の負担増

入所施設サービス利用時の居住費・食費は、原則自己負担であり、実際の費用負担は、国が定める基準費用額等を目安に入所施設と利用者との契約により決定されます。

② 基準費用額(居住費)について

近年の物価対応等を勘案し、入所施設の基準費用額の居住費が60円/日引き上げられます。

(令和6年8月改正)

【低所得者への負担軽減措置】

①については、利用者負担第1～第3段階の方、②については、利用者負担第1段階の方については、補足給付により利用者負担が増えないようにします。


4) 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

概要	【福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】
<p>○ 利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入する。具体的には、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高い、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖を対象とする。【告示改正】</p> <p>○ 福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と販売の選択制の導入に伴い、以下の対応を行う。</p> <p>ア 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員（※）が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこととする。【省令改正、通知改正】</p> <p>※ 介護支援専門員については、居宅介護支援及び介護予防支援の運営基準の解釈通知を改正。</p> <p>イ 福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。【省令改正】</p> <p>ウ 特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとする。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとする。【省令改正】</p>	

【貸与と販売の選択に伴う判断体制・プロセス】

○ 選択制の対象福祉用具の提供に当たり、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員は、利用者に対し、以下の対応を行う。

- ・ 貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明
- ・ 利用者の選択に当たって必要な情報の提供
- ・ 医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案



【貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等】

※ 福祉用具専門相談員が実施

<貸与後>

- ・ 利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを実施し、貸与継続の必要性を検討

<販売後>

- ・ 特定福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認
- ・ 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める
- ・ 商品不具合時の連絡先を情報提供

